一　保安林の所在場所　神奈川県横須賀市秋谷三丁目一四四八
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を神奈川県庁及び愛川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百五十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市出石町奥山字井口二の四、三、四の一、五の二、六、七の二、八の二、字入道一一一から一一三まで、一一五、一一六、一一七の一、一一七の二、一二一、一二二、一二五、一二七、一三四、一三八の一、一三八の二、一三九、字日山一四〇、四三〇の一、四三〇の二、四三二から四三八まで、四三九の一、四三九の二、四四〇の一、四四〇の二、四四一の一、四四二の一、四四二の三、四四三、四四四の一、四四五、四四六の一、四四七、四四八の一、字上アラ堀四二一の一、四二三の一、四二四の一(次の図に示す部分に限る。)
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百五十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波市山南町村森字大谷一〇五一から一〇六三まで、一〇六四の一、一〇六四の二、字乳母ノ懐一〇六五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大谷一〇五二・一〇五三・字乳母ノ懐一〇六五(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百五十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町稲葉字家ノ奥三〇の二、三〇の八四、三〇の八五、三〇の八七、三〇の九七、字馬場谷三一の一、三一の三、三二の一、三二の三、三三の一、三四の一、三四の二、三五、三六の一、三六の七
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市大字池田字石走り八六六の五
二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県香美市土佐山田町角茂谷字藤林四四八九の二・四四八九の九・四四八九の一〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　高知県土佐郡土佐町芥川字ビヤガダニ一五三の一(次の図に示す部分に限る。)
二　保安林として指定された目的　土砂の流川の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を高知県庁及び土佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第千二百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町弓掛字信濃柿七六三の一四
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千二百六十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年七月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦